

基本事件 令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
 令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件
 令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件
 原告 [REDACTED] 外11名
 被告 国外2名

準備書面 1

2020年10月30日

松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道



同

草薙 順一



同

西嶋 吉光



同

加納 雄二



同

八木 正雄



同

山中 真人



同

湯川 二郎



同

水野 泰孝



第1 被告西予市の求釈明について

被告西予市に対する請求の根拠は、ダムの管理を被告西予市が行っているわけではないので、国賠法1条である。避難すべき情報（いつ、どの程度の放流がなされて、どこが、どの程度の浸水被害を受けるのか）を十分に原告らに伝えなかった点に国賠法1条の過失が認められる。

第2 国に対する請求の法的根拠（国賠法1条か2条か）

- 1 原告らは、国に対して、①ダム放流操作の誤り、②操作規則変更の誤り、③放流情報の通知・警報措置の誤りを理由として賠償請求をしている。

①～③の法的根拠として、国賠法1条か同法2条かについては争いがある。徳島県の長安口ダム事件において高松高等裁判所は、操作規則等の瑕疵を営造物の設置又は管理の瑕疵にあたるが、ダム管理事務所長によるダム放流操作の過誤は国賠法1条の問題になるにとどまるとした。最高裁においてもその結論は是認されている。原告らは、これらとほぼ同様の考えである。

ただし、①ダム放流操作について四国地方整備局において操作規則を硬直的に運用するような指導がなされ、大規模洪水時における放流について十分な指導がダム事務所長になされていなかったとすれば、ダムの管理体制の不備とみることができる。本件においては、そのようなダム管理体制の不備とみられる面があるので、営造物の管理の瑕疵といえる面がある。この点に関して、大迫ダム事件の大阪地方裁判所（控訴審では原告勝訴の和解）は、災害防止のための関係機関への通知および一般に周知させるための措置が危害発生の恐れのある区間全部にわたり時期的、内容的に十分に講じられていなかったとしてダム管理の瑕疵を肯定している。

また、③放流情報の通知・警報措置の誤りに関しても、四国地方整備局が放流量や浸水被害の予想についてダム事務所長に対して通知するように伝えていなかったとすれば、ダムの管理体制の不備とみることができる。本件においては、そのようなダム管理体制の不備とみられる面があるので、営造物

の管理の瑕疵といえる面がある。

学者の中には、瑕疵といってもその判断基準は予見可能性と結果回避可能性であって、過失と大差がない。国賠法1条か2条かにより予見可能性にはほとんど差がなく、この両者の区別は実益が薄くなっている（甲A24，阿部泰隆・国家補償法Ⅱ（有斐閣）1988年249頁以下参照）との指摘がある。

そのため、①と③については1条と2条を並記して、②については2条の瑕疵として主張する。

第3 大東水害訴訟事件と本件訴訟の違い

1 大東水害訴訟事件最高裁判決

水害訴訟において先例となっているのは大東水害訴訟事件である。同事件の最高裁は、「河川管理については財政的、技術的、社会的な諸制約を伴うことを踏まえ、すべての河川について通常予測し、かつ、回避し得るあらゆる水害を未然に防止するに足る治水施設を完備するには、相応の期間を必要とし、未改修河川又は改修の不十分な河川の安全性としては、前記のような諸制約のもとで一般に施行されてきた治水事業による河川の改修、整備の過程に対応するいわば過渡的な安全性をもって足りるとせざるを得ないとしたうえ、我が国における治水事業の進展等により河川管理の特質に由来する財政的、技術的及び社会的諸制約が解消した段階においてはともかく、これらの諸制約によっていまだ通常予測される災害に対応する安全性を備えるに至っていない現段階においては、当該河川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、前記諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えていると

認められるかどうかを基準として判断すべきである。」という水害発生に関する河川管理の瑕疵の有無についての判断基準を示している。

2 大東水害訴訟最高裁判決の射程範囲外

しかし、本件訴訟は、上記判例の射程範囲外の事案である。

宇賀教授・現最高裁判事は、ダムの操作のミスや放流に際しての警報の懈怠については、通常の河川管理の瑕疵の問題とは同様に考え難い面がある（宇賀克也「ダム水害の法律問題」ジュリスト 920 号（1988 年）23 頁）としている。

大東水害訴訟に代表される水害訴訟の多くで主張される堤防整備の瑕疵については、堤防の整備には財政的制約、時間的制約、技術的制約があり、整備不備の事実から直ちに国賠法 2 条の瑕疵があるとは言えない判断されてきている。

しかし、ダム放流操作の瑕疵については、適正なダム放流を行う上で、財政的制約、時間的制約および技術的制約があるわけではない。当時の雨量・流入量・水位等の状況を把握して適切な放流を行ったかという問題であるからである。

操作規定等の欠陥に関する瑕疵について宇賀判事は、「洪水調節容量は、河川整備の工事実施基本計画において定められる当該ダムに係る基本高水及び計画高水流量を基に、基本高水の最大流量から決まる基本高水流量を計画高水流量に提言させるのに必要な量として決定されるから、その洪水調節容量が乏しいこと等が河川管理の瑕疵といえるかどうかは、河川の堤防の高さが十分であるかといった主張と同様に考えることができ、河川管理の瑕疵の有無の判断基準を示した。」（宇賀判事前掲 2 3 頁）と述べて大東水害最高裁判決の射程範囲内であると述べておられる。

ただ、ここで述べられている操作規則の問題は、ダムの規模の改造等を前提とした議論であり、ダムの規模を改造するについては財政的制約、時間的制約、技術的制約があり、そのような場合であるから、大東水害訴訟判決の射程範囲内となる。

しかし、本件訴訟で原告らが主張している操作規則の変更の瑕疵は、既存のダム設備を前提としたものであり、ダムの改造等を主張するものではない。いったん定めていた適正な操作規則を大規模洪水に対応しにくい操作規則に変更したことの瑕

疵を問題とするものであり、規則変更に時間を要したり、巨額の予算計上が必要となるような技術的・時間的・財政的な制約があるものではない。現に、四国地方整備局は、平成30年水害を受けて、大規模洪水に対応できない操作規則の瑕疵を認識して、1年も経過しない間に操作規則を変更してほぼ平成8年改正前の操作規則に戻している。従って、本件で問題にしている「誤った操作規則の変更」という瑕疵については、大東水害最高裁判決の射程範囲外の事案である。

よって、本件訴訟において賠償責任の理由としている①ダム放流操作の誤り、②操作規則変更の誤り、③放流情報の通知・警報措置の誤りは、いずれも上記大東水害訴訟最高裁判例の射程範囲外の事案である。

以上